

## 1. 平成 30 事務年度 モニタリングの状況について

- 昨年 9 月に公表した金融行政のこれまでの実践と今後の方針に基づき、証券会社のモニタリングを進めているが、モニタリングを通じて現時点で気付いた点を紹介する。
- 主要国内証券会社の 2018 年度第 3 四半期決算は、不透明な市場環境のもと、株式売買委託手数料収入などが減少したことから、前年同期と比べ、多くの先で減収減益となったものと承知している。  
このような足元の厳しい収益状況や、近年の FinTech を初めとする IT 化の進展やこれに伴う顧客ニーズの変化を踏まえた取引チャネルの多様化等、証券会社を取り巻く経営環境の変化を踏まえると、既存の営業体制を前提にしたビジネスモデルには限界がある可能性がある。  
そのため、例えば、業務運営や営業店戦略などについて、顧客本位の業務運営を踏まえつつ、各社が更なる創意工夫を凝らしたビジネスモデルを構築していくことが、最終的に証券会社の収益につながっていくのではないかと考えている。
- 顧客本位の業務運営について具体的に申し上げると、その実践・定着状況を確認するため、大手証券会社の営業店に対して実地調査を行ったところ、現場の営業員は、理念や考え方などについては一定程度理解しているが、その実践状況を見ると、顧客ニーズの把握が十分になされていないケースや、顧客の最善の利益の追求が不十分なケースもあり、結果として、営業店の安定した顧客基盤と収益の確保に至っていないなどの課題が認められている。  
そのため、営業店ごとにそれぞれのマーケット環境や顧客属性の違いに応じて制約要因を特定し、それを解決するために必要な施策を実施していくことが引き続き重要であり、また、各種施策による効果を定期的に確認し、見直すべき点は見直す必要がある。
- 証券会社各社におかれては、顧客本位の業務運営が営業現場で定着するための取組みを経営陣による強い関与の下で着実に進めてもらいたい。当庁としても、現状に対する課題認識と今後の対応について、

その定着状況を確認するために、本部部署の役職員との対話を継続するとともに、一部の営業店に対する実地調査を行っていきたいと考えている。

## 2. 資産運用の高度化について

- 当庁は、「貯蓄から資産形成へ」をスローガンに、資産形成層に対しては、つみたてNISA等を通じた長期・積立・分散投資を促すとともに、金融事業者に対しては、「顧客本位の業務運営の原則」を公表し、その定着に取り組んでいる。
- これらの施策のほか、資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上では、資産運用業の高度化を促していくことが重要である。
- 運用の高度化は、投資信託の運用等、リテール向けの運用業務に限らず、機関投資家向け業務においても重要な課題であり、まずは、幅広く運用サービスを提供している大手金融グループにおける課題について、更に議論を深めていきたい。
- これまでの運用会社に対するモニタリングを踏まえて申し上げると、例えば、次のような課題があるのではないかと考えている。
  - ・ GPIFのアクティブ運用委託先は、外資系運用会社の資産額比率が実質的に約7割を占め、日系運用会社は、3割程度にとどまっている。また、海外資産やオルタナティブ資産への投資については、受託機関が日本の運用会社であっても、ほぼ全てが海外の運用会社に再委託されているのが実状。自社運用だから良い、外部に委託しているから良くない、あるいは日系運用会社であれば良いといったことではない。重要なことは、顧客の利益を第一に、最良の運用商品を提供するよう自社運用に磨きをかけていくこと、また外部へ再委託運用をする際には、しっかりとした目利きとモニタリングをすることだと考えている。
- 国内の機関投資家は、国内市場での運用収益機会が限られ、その投資運用対象の拡大や先進的な運用手法のニーズが高まっている。国内の運用会社は、そうした多様化ニーズに応えられる、「グローバル運

用体制の強化」が必要ではないか。

個人向けの投資信託についても、過去には、販売会社の意向もあり、海外資産に投資する高分配・テーマ型等の高い手数料収入が見込める売れ筋商品の組成が繰り返され、回転売買されていた実態もあったと聞く。その結果、多種多様な小規模ファンドの乱立を招き、自社運用体制の拡充や高度化を図ることができず、安易に外部委託に頼り続ける等、全体として悪循環に陥っていた面もあるのではないか。

- ・ また、運用会社では、運用人材が国内資産の伝統的運用に偏り、在籍期間の長期化が進んだ結果、その後継者に不安があるだけでなく、国内資産以外の運用を担う次世代の運用人材が育っていないとの声も聞く。将来の人材ポートフォリオを真剣に考え、運用専門人材を発掘・確保し、育成することが重要である。
- ・ さらには、運用の高度化を支えるための「インフラ・プラットフォームの革新」も重要な課題。グローバルな投資運用商品の拡大や最先端の運用手法を手がけるのであれば、それを実現し安定的に運用する為のフロント、ミドルのシステムが欠かせない。

- 当庁としては、傘下に運用子会社を有する証券会社グループにおいては、グループ内の親会社と資産運用会社の経営双方が、本分野への深い理解と強いコミットメントに基づき、資産運用ビジネスに対して的確な経営資源を投入していかなければ、資産運用業の高度化は実現しないと考えている。

今後のモニタリングにおいては、例えば、グループ内の資産運用会社において、資産運用業に十分な知見を有する社長やその他の経営陣を配しているか、グループとして運用会社に経営を任せるに当たって、経営陣がリーダーシップを発揮できるよう、経営権限の実質的な委譲、経営の独立性、必要な予算が確保されているか等について関心を持っており、運用の高度化に向けたグループとしての経営戦略についても議論させていただきたいと考えている。

### **3. 改元に伴う 10 連休について**

- 皇太子殿下の御即位に際し、金融機関や取引所が 10 連休となることについて、昨年 12 月に要請文を発出したところ。

要請文の中にも記載しているが、顧客への周知やシステム面の点検

等について、経営レベルでの認識をいただいた上で、準備に万全を期していただくよう改めてお願いしたい。

#### 4. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 昨年2月に策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、先般13日（水）から、内容の一部改訂に係るパブリックコメントを開始した。
- 改訂の趣旨としては、当庁がこれまでモニタリングを行ってきた中で、金融機関からお問い合わせが多かった点や、FATFでの新しい議論等を踏まえ、金融機関に求められる対応を改訂により明確化することで、態勢の構築を進めていただきたいと考えている。
- マネロン・テロ資金供与対策において、重要なことは、取引開始時の本人確認だけではなく、継続的な顧客管理である。リスクに応じて定期的の実態把握を行うのみならず、顧客のマネロン・テロ資金供与リスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合（例えば適時開示や報道等により不芳情報に接した場合）には、顧客情報や取引内容を確認・検証し、リスク評価の見直しや疑わしい取引の届出の検討をするなど、リスクベース・アプローチによる対応の実効性を高めていただきたい。

#### 5. サイバーセキュリティ対策の強化について

- サイバー攻撃に的確に対応するためには、演習を通じて、コンティンジェンシープランに基づく対応を実践し、現在の対応態勢が十分であるかを確認して対応能力を向上させることが有効である。
- こうした観点から昨年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall III）」の結果について、先般、参加金融機関に還元したところである。

- 証券業態については、業態別シナリオとして、「オンラインサービスページへの DDoS 攻撃」のシナリオで実施したが、他のシステムが追加の DDoS 攻撃を受ける可能性や、復旧後に同様の攻撃を受ける可能性を考慮した対応等、より広い視野での対応に課題が見られた。
- サイバー攻撃に的確に対応するためには、様々な可能性を考慮して行動することが重要であり、今後の改善に繋げて頂きたい。
- 演習を通じて判明した課題や良好事例は、演習に参加していない金融機関にも参考として頂くため、今後、協会を通じてフィードバックさせて頂く。

## 6. つみたて NISA の現状と今後の取組みについて

- 2月13日、昨年末時点の NISA 口座数に関するデータを公表した。つみたて NISA は制度開始からちょうど 1 年となったが、口座数は 100 万を突破した。制度の滑り出しとして、一定の成果をあげたこと、業界の皆様にも感謝したい。一般 NISA と異なる利用者構成となっており、若年層を中心に新たに投資を行う層が生まれつつあると感じている。
- 今後、さらに多くの人につみたて NISA を利用してもらえよう、普及に向けた取組みを継続していく。以前、ある自治体の全職員に対しつみたて NISA のセミナーを行い、セミナー後にアンケートを実施したが、約 4 割から、「つみたて NISA を活用したい・活用を検討したい」と回答をいただいた。こうしたことから、職場でのセミナーは、きっかけ作りとして一定の効果があるものと考えている。現在、金融庁は財務局と連携し、各地の地方自治体や商工会議所に、周知活動の協力を呼びかけており、一部では実際にセミナー等を開催いただいている。
- また、その他の取組みとして、つみたて NISA のプロモーションビデオを作成、公表したところ、金融庁のウェブサイトや、Youtube で見ることができるので、ぜひ一度ご覧いただきたい。

- 加えて、昨年に引き続き、250名の一般参加者が集まるつみたてNISAフェスティバルを4月20日に開催する。その他、様々な取組みを進めているが、つみたてNISAの普及には、金融庁だけでなく、関係者が連携することが重要であることから、各証券会社においても、普及に向けた積極的な取組みをお願いしたい。

## 7. 平成31年度税制改正について

- 先日、31年度税制改正に関する法案が国会に提出された。重要な点として、
  - ・ NISA口座保有者が一時的に出国する場合でも、引き続きNISA口座を利用できるようにすることや、
  - ・ マイナンバーについて、2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客の告知期限の延長すること、
  - ・ 上場会社の役職員に付与される事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とすること、
  - ・ 海外ファンドが国内金融機関と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を延長の上、適用対象を外国債券へ拡充すること、などが盛り込まれている。
- これらの措置は、利便性の向上や、証券市場の活性につながるものであり、税制改正法案が無事、成立した後は、業界として円滑な施行に向け、それぞれ準備をお願いしたい。

(以上)